

伊勢市国民保護計画（素案）の概要

第1編 総論

国民保護計画は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的としている。

この計画に基づき、国民の協力を得ながら、他の機関と連携協力して、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

市国民保護計画に定める主な事項

- ・ 国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

国民保護措置に関する基本方針

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 基本的人権の尊重 | ⑤ 国民の協力 |
| ② 国民の権利利益の迅速な救済 | ⑥ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| ④ 関係機関相互の連携協力の確保 | ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 |

市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

- | | |
|------------------|------------|
| ① 着上陸侵攻 | ③ 弾道ミサイル攻撃 |
| ② ゲリラ及び特殊部隊による攻撃 | ④ 航空攻撃 |

緊急処理事態

攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備等

- ・ 武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備し、事態の推移に応じて速やかに対応するための24時間即応可能な体制を確保する。

関係機関との連携体制の整備

- ・武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

通信の確保

- ・情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

情報収集、提供等の体制整備

- ・武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

国民保護に関する研修

- ・研修を通じて職員の国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難に関する基本的事項

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 基礎的資料の収集 | ④ 民間事業者からの協力の確保 |
| ② 隣接する市町との連携の確保 | ⑤ 学校及び事業所との連携 |
| ③ 災害時要援護者への配慮 | |

避難実施要領のパターンの作成

- ・関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

救援に関する基本的事項

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 県との調整（役割分担等） | ③ 関係機関との連携体制の確保 |
| ② 基礎的資料の準備 | |

運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

- ・県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

避難施設の指定への協力

- ・県が避難施設の指定を行う際には、情報提供などの協力をする。また、県と連携して、迅速に避難するために必要な情報を周知し、避難経路等を表示した案内図、案内標識等の設置に努める。

生活関連等施設の把握等

- ・市内の生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

物資及び資材の備蓄及び整備

- ・住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材は、原則として防災の備蓄と兼ねるものとし、特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備については、県と密接に連携して対応する。

国民保護に関する啓発

- ・国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置について啓発する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- ・多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに県及び県警察に連絡するとともに、危機対策本部を設置し、的確かつ迅速に対処する。

市対策本部の設置等

- ・市対策本部を設置すべき通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置する。当該本部の決定内容等を踏まえて、各部において国民保護措置を実施する。

関係機関相互の連携

- ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する。

警報及び避難の指示等

- ・県から警報の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行う。
- ・あらかじめ避難実施要領を作成し、県の避難の指示に基づいて、避難の指示の住民等への通知及び伝達並びに避難住民の誘導を行う。

救 援

- ・知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

安否情報の収集・提供

- ・避難所、市が管理する医療機関や学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより、安否情報の収集を行う。
- ・個人の情報である安否情報は、その取扱いには十分留意し、データの管理を徹底する。

武力攻撃災害への対処

応急措置等

- ・武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。
- ・住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

生活関連等施設の安全確保

- ・市対策本部を設置した場合において、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報及び各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。
- ・市管理の生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保に必要な措置を行う。必要に応じ、県警察、海上保安部等及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

- ・武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するために、知事から応急対策の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

- ・NBC攻撃による汚染が生じた場合は、国の基本的な方針を踏まえた汚染拡大防止のための措置を講ずることを基本としつつ、対処の現場における初動的な応急措置として、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

大規模集客施設等

- ・大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるよう、関係機関等との連携体制を整備するとともに、武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図る。

被災情報の収集及び報告

- ・消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にしながら被災情報を収集し、県及び消防庁に対して報告する。

保健衛生の確保その他の措置

- ・避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて保健衛生を確保する。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 保健衛生対策 | ④ 飲料水衛生確保対策 |
| ② 防疫対策 | ⑤ 栄養指導対策 |
| ③ 食品衛生確保対策 | |

国民生活の安定に関する措置

- ・物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

特殊標章等の交付及び管理

- ・特殊標章の適切な交付及び管理を行うとともに、国、県等と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

応急の復旧

- ・安全の確保をした上で、管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

武力攻撃災害の復旧

- ・武力攻撃災害の復旧については、財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等、国が示す方針にしたがって県と連携し、実施する。

国民保護措置に要した費用の支弁等

- ・国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。